

令和5年度日高町障がい者優先調達推進方針

令和5年9月11日策定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、日高町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関（以下「各機関等」という。）に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

各機関等が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

5 推進の方法

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定及び日高町財務規則等の規定に基づき随意契約を活用し、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等の供給可能な物品等の情報については、障害者就労施設等からの情報を基に子育て健康課が各機関等に情報提供を行うものとする。

6 調達の目標

過去2年間の調達実績額平均値を上回るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

策定した調達方針及び調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により公表する。